

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行				
別表第1			別表第1				
名 称	施 設	利用時間	名 称	施 設	利用時間		
八広地域プラザ	〔略〕		八広地域プラザ	〔略〕			
本所地域プラザ	会議室、小会議室、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、イベントスペースA、イベントスペースB、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室	午前9時から午後9時まで	本所地域プラザ	会議室、小会議室、 <del>楽屋</del> 、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、イベントスペースA、イベントスペースB、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室	〔同左〕		
	その他区長が必要と認める施設			〔同左〕			
別表第3			別表第3				
1 八広地域プラザ			1 八広地域プラザ				
(1) 本館			(1) 本館				
区分	利 用 料 金			区分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間		午 前	午 後	夜 間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	
大会議室	2,400円	3,100円	3,100円	〔同左〕			
中会議室	1,700円	2,200円	2,200円	〔同左〕			
楽 屋	700円	700円	700円	〔同左〕			
相 談 室	400円	500円	500円	〔同左〕			
工 作 室	1,300円	1,500円	1,500円	〔同左〕			
調 理 室	2,000円	2,400円	2,400円	〔同左〕			
多目的ホール	3,900円	4,600円	4,600円	多目的ホール	3,400円	4,100円	4,100円
音楽スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円	〔同左〕			
付帯設備	1件、1回につき 1,000円			〔同左〕			
付記			付記				
1・2 〔略〕			1・2 〔略〕				
(2)・(3) 〔略〕			(2)・(3) 〔略〕				
2 本所地域プラザ			2 本所地域プラザ				
区分	利 用 料 金			区分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間		午 前	午 後	夜 間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	
会 議 室	2,400円	3,100円	3,100円	〔同左〕			

小会議室	1,700円	2,200円	2,200円
〔削除〕			
学び合い 体験室	1,300円	1,500円	1,500円
調理室	2,000円	2,400円	2,400円
多目的ホ ール	4,200円	4,900円	4,900円
スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
和室	2,400円	3,100円	3,100円
イベント スペース A	2,400円	3,100円	3,100円
イベント スペース B	1,700円	2,200円	2,200円
トレーニ ング室	1回2時間以内		220円
付帯設備	1件、1回につき 1,000円		

付記

1・2 〔略〕

〔同左〕			
楽屋	700円	700円	700円
〔同左〕			
〔同左〕			
多目的ホ ール	3,700円	4,400円	4,400円
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			
〔同左〕			

付記

1・2 〔略〕

## 付 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の多目的ホールの利用に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域プラザ条例の規定の例により行うことができる。
- この条例の公布の日前に施行日以後の利用に係る承認を受けている多目的ホール又は楽屋の利用及び利用料金については、なお従前の例による。